

# 3 水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援
- 産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の策定・改定に資する取組を支援します。
2. 技術・機械等の導入支援
- 「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。
- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等

② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入

③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等
3. 高収益作物の導入・定着支援
- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
- ① 高収益作物の新たな導入（2.0（3.0※1）万円/10a×5年間）

② 高収益作物による畑地化（17.5万円※2/10a）

③ 子実用とうもろこしの作付け（1.0万円/10a）
- ※1 加工・業務野菜等の場合

※2 R5年度までの時限措置

4. 生産基盤の整備
- 基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援**します。
- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分

② 一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減
- [お問い合わせ先]
- （1，2①②の事業）農産局園芸作物課（03-6744-2113）

（2③の事業）果樹・茶グループ（03-3502-5957）

（1，2①の事業）畜産局飼料課（03-3502-5993）

（2②の事業）経営局経営政策課（03-6744-2148）

（3の事業）農産局企画課※（03-3597-0191）

（4の事業）農村振興局設計課（03-3502-8695）
- ※プロジェクトの窓口を担当

